大規模自然災害により被災した受験者に対する支援について

大規模自然災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早く復興されますことをお祈り申し上げます。

本学では、被災された受験者の皆様に対して、次のような支援を実施しております。

該当する方は、<u>出願期間内</u>に所定の出願書類と一緒に「罹災証明書(写)」(またはこれに代わる証明書(写)) を提出してください。

【支援内容】

- ・入学検定料等免除(令和6年度入学者選抜 全区分対象)
- ・入学金全額免除(令和6年4月 入学者対象)

【対象者】

- 令和4年4月以降に「災害救助法」が適用された地域に居住し、以下のいずれかに該当する受験者を対象とします。
 - ①災害により主たる家計支持者が死亡もしくは行方不明になった場合。
 - ②災害により主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊または流失した場合。

内閣府防災情報のページ 『災害救助法の適用状況』

- ※【対象者】①に該当する受験者で「罹災証明書(写)」が提出できない方は出願期間前までに本学へお問い合わせください。
- ※入学を辞退した場合は本支援制度自体が適用外となる為、入学金は免除となりません。

(詳細については XV 入学辞退について 参照)

〈注意〉Web 出願の際に、必ず「支援制度」の選択をしてください。選択をせずに入金された場合、免除や返還は一切できません。また、出願期間内に上記書類が提出されなかった場合も免除対象とはなりませんのでご注意ください。

その他、ご不明な点は本学入試広報センターまでお問い合わせください。